



## 別表六（十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- また、措置法第42条の11の2の特定事業用機械等（以下「特定事業用機械等」といいます。）の取得等をして、事業の用に供した事業年度（以下「供用事業年度」といいます。）後の事業年度において、当該特定事業用機械等について法第42条から法第44条まで（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳の損金算入等）の規定の適用を受けることが予定されている場合には、供用事業年度終了の日において見込まれるその国庫補助金等の交

付予定金額を記載してください。

- 3 「差引改定取得価額<sup>10</sup><sub>(8)-(9)</sub>」は、特定事業用機械等（措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等をいいます。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいいます。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が100億円を超える場合には、

$$\left[ \frac{\text{差引改定取得価額}_{(8)-(9)}}{\text{(8)-(9)の合計額}} \times 100 \text{億円} \right]_{10}$$

と読み替えて計算した金額を記載します。

- 4 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、特定事業用機械等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。

中 小 企 業 者 の 判 定							
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b	人		1		g	
大規模等の保有者の株式割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c				h	
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d				i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e				j	
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f		計	(g)+(h)+(i)+(j)	k	

この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。

1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんので、御注意ください。

2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。